# 第4 市町村合併の効果と課題

市町村合併の効果(メリット)や懸念される課題(デメリット)については、 以下に例示するように、一部の共通する効果や課題を除いて、合併関係市町村 の規模や地理的な関係など、地域の個別的な事情や合併関係市町村相互の関係 によって、その影響が大きく異なるものと考えられます。

今後は、県内の各地域において、これらの例示を参考にしながら、自らの地域の特性を踏まえた効果の具体的な検証や懸念の緩和・解消に向けた取組が進められることが望まれます。

# 1 地域の特性に応じた代表的な市町村合併の効果の例示

1 地域の特性に応じた代表的な市町村合併の効果の例示							
特に期待 される効果	概要	この効果が特に期待 される類型・地域					
都市としての権限の拡大	・人口規模の拡大により、町村が市制を施行し、あるいは市が特例市や中核市の指定を受けて権限を委譲されることによって、地域において処理する事務の分野が拡大し、住民に対してより迅速・的確なサービスを提供することができるだけでなく、既存の他の分野のサービスと組み合せ、地域の要請に即した総合的な施策へと高めていくことができる	・特例市や中核市に指定されることにより、まとまって事務の委譲を受けることができる中核市・特例市型の合併・市となることによって、福祉事務所の設置を始めとする社会福祉関連事務を地域において処理することとなる町村					
地域のイメージ や知名度の上昇	・規模の拡大によって全国、県内での地域の存在感が高まり、市町村合併がもたらす成長する地域のイメージとあいまって、新たな産業や都市的施設の誘致が容易になったり、全国的な知名度の上昇が図られる	・全国有数の都市規模を獲得 することとなる中核市・特例 市型の合併 ・人口規模の拡大によって市 制施行を目指す町村					
行財政の効率化	・単一の市町村がカバーする地域、住民などの対象が拡大するため、現在の市町村がカボカを整備していまり、住民が連続できるできる。できる。できる。できる。では、事が、は、事が、は、事が、は、事が、は、事が、は、事が、は、事が、ないできるできる。では、事が、ないできるできるが、は、できるのでは、できるが、は、できる。特別職等の統合によって、は、できる。特別職等の統合によって、これらに、要する経費が削減される。現在、関係市町村間で、重複した管理部門に要する経費が削減できる。	・ ほとんどすべての地域					

特に期待 される効果	概要	この効果が特に期待 される類型・地域
財政規模の拡大による大規模事業の実施	・規模の拡大によって強化された財政基盤を 単一の意思決定の下に執行することができ るため、地域において優先度の高い特定の 分野の事業について重点的な投資を行い、 より高度な社会資本を整備することができ る	・地域としては大きなポテンシャルを持っているにもかかわらず、現在は複数の比較的小規模な市町村が分散して投資を行っていることの多い市町村の組合せとなる都市機能充実型-Aタイプ(規模類似)の合併
広域的な地域づ くリ	・現在の市町村の境界にかかわらない小中学校区などの設定が可能となるなど、公共サービスの提供の区域をより広域的な見地から合理化することができ、住民の利便を増進することができる ・広域的な見地に立った都市計画のもとに、合理的な施設の配置や、道路などの地域内ネットワークの整備を進めることが可能となる ・地域に分散する観光資源を統一のコンセプトによって活用することができる	・市町村の境界にまたがって 市街地が連続し、住居が連た が連続し、住居が連た が連続し、住居が連た が連な いの規模な ではないののでは、 ではないののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
新たな行政ニー ズに対応できる 行政体制の確保	・市町村の行政組織の拡大によって達成された行政組織の合理化の効果を背景として、 現在の小規模な組織では対応のための経費 や人員の捻出が困難な課題に対して、機動 的に対処することが可能となる	・自主財源に乏しい一方、高 齢化や過疎化の進展が著し く、今後行政ニーズの増大が 予想される地域に係る生活 機能充実型の合併

# 2 地域の特性に応じた代表的な市町村合併の課題の例示

特に懸念さ れる課題	概要	特に強い懸念が想定 される類型・地域	懸念の緩和に 向けた視点の例
地域格差の 発生や拡大	・合併後の市町村に おいて、投資や開 発が中心部なに 制定の地域になる はの を構が手 が を はい はな はな はな はな はな はな はな はな はな はな はな はな はな	・既に一定の規模をもつ 市ででの規模をもの 市ではなる B タイイ ののは が現在の小規模な が現在の小規模な が現在のが が が が が が が が が が が が が が が が が が が	・合併後の市町村の地域ごとの適切な機能分担の市町村建設計画への明確な位置付け ・旧市町村の区域ごとに地域審議会を設置することによる市町村建設計画の実施についての地域住民の意見の反映 ・財政基盤の充実を背景とし、合併特例債などの財政支援措置も活用した合併後の市町村の均衡ある発展を目指した公共的施設の整備事業の実施
現在の市町村に抱が損なわれる	・市町村合併によっ で現在の市でおるでででである。 ではがあるでででででででいる。 ではいででででできる。 ではいでできるできる。 ではいできるできるできる。 ではいできるできる。 ではいできるできるできる。 ではいできるできるできる。 ではいできるできるできる。 ではいできるできるできる。 ではいできるできるできるできる。 ではいできるできるできるできる。 ではいできるできるできるできるできるできる。 ではいできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	・住民の社会生活、都市 的機能の集積、交通な どの面で地域全体のシ ンボルとなる中核が形 成されていないことの 多いAタイプ(規模類 似)の合併	・合併前の市町村の地域が持つ歴史や 文化を新しい地域づくりのな市町村建 設計画への適切な位置付け ・合併協議における歴史的な背景や新市町村の目標などを踏まえた新名称についての充分な合意形成 ・合併前の市町村の名称や地名の町字名等としての存続 ・歴史資料の収集保存や合併前の歴史・文化を継承する施策の実施 ・合併特例債の活用による旧市町村単位の伝統文化の伝承等、地域のための合併市町村振興基金の造成
住民の意見 が施策に反 映されにく くなる	・市町村の規模の市町村の規模の市でよ議ののる民反のをは、がに見いたがに見れているとの映るをあるをはいるがに見れてがある。 まずる はい	・各市町村ごとに独自の 施策を担い得る規模ど うしの組合せとなる中 核市・特例市型-Aタイ プ(規模類似)の合併	・市町村議会議員の定数、在任に関する特例制度の活用による市町村議会議員の急激な減少の緩和 ・合併前の市町村の区域ごとに地域審議会を設置することによる、旧市町村単位の住民の意見のより細やかな施策への反映 ・必要に応じて、町内、学区など市町村よりも狭い区域での住民参加を促す制度などの確立 ・住民の市町村行政への参画を専門的に担当する組織の充実による住民の自治への参加の促進

特に懸念さ れる課題	概要	特に強い懸念が想定 される類型・地域	懸念の緩和に 向けた視点の例
きめ細かな サービスが 失われる	・市町村の規模の市とかの規模の市とか、細公とはがりをたけにこのみでは、民おりをできた。 はい	・小規模ではあるが一定の人口を有する相合せ・現在の小規模な町村から広大口を有するではあるがのではある市町が関係する組合な町村がはない。現在の小規模な町村からな大りであると規模が大きく変した。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・現在の小規模な町村からない。 ・のと規模が大きく変し、 ・のと規模が大きく変し、 ・のと規模が大きく変し、 ・のと規模が大きく変し、 ・のと規模が大きく変し、 ・のと規模があるが一定が大きく変し、 ・のと規模が大きく変し、 ・のと規模が大き、 ・のと ・のと ・の	・現代は風の例 ・現在の保護を支所、出張所として存続する住民のの後端による住民のの維持・普通交付税の財政支援のの維持・普通交付税の財政支援のの統領では、一次の財産をは、一次の財産をは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次のでは、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次に
税金や公共料金などの負担が増える	・市町村の規模の市等民る 税康料 直、 が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・合併後の市町村規模が 市レベル以上となる合 併に関係する町村 1、2 ・合併後の市町村規模が 30万人以上となる合併 に関係する30万人規模 未満の市町村 3	・制度に対する充分な説明と税負担を 財源とした都市環境の整備、改善 ・合併協議における公共料金等の負担 水準に関する充分な調整 ・行政サービス水準の差による公共料 金負担の格差については、合併特例 債などの財政支援措置を活用した行 政サービス水準の均衡を図るための 公共施設の整備
合併のメリットが不明確	・既を行対にのあれ、きばいとのでは、というでは、区ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・ほとんどすべての地域	・県の広域連合・市町村合併研究啓発 事業費補助金等の支援制度を活用し た市町村合併の具体的な効果と課題 を検証するための調査研究の実施 ・具体的な調査研究をもとにした住民 への広報・シンポジウムなどによる 理解の浸透

- 1 市町村民税均等割は市町村の人口規模に応じて税率が定められており、標準税率を採用している場合には、町村が合併により5万人以上の市となると年額2,000円の税額が2,500円(さらに、50万人以上の市となる合併に関係する市町村では年額3,000円)に増加する
- 2 合併後の市が三大都市圏の特定市(愛知県では東三河4市を除く27市が該当。)に当たる場合には、 原則として市街化区域農地に係る固定資産税が宅地並課税される
- 3 人口30万人以上の市のうち政令で指定される市は事業所税の課税団体となる

# 第5 市町村合併の推進に向けて

### 1 市町村合併の推進のあり方と市町村に期待される取組

市町村には、その権限や財源、行政体制の強化に取り組むことが求められています。市町村合併は、そのための有効な手段であり、自治の主役にふさわしい市町村づくりに向けた取組の一環として、地域の住民の皆さんと関係する市町村が一体となって、自主的・主体的な判断のもとに進められるものです。

したがって、市町村には、自らこれらの事項に関する検討を進めることのほか、 それらの検討や議論が関係する地域に広がり、住民の皆さんの積極的な参画を得る ことができるよう、次のような取組を進めることが期待されます。

## 市町村合併に関する検討の推進

現在の行財政運営上の課題や将来の見込み、将来の地域像や、市町村合併によるメリット・デメリットに関する具体的な検討を自主的・主体的に進めることが求められます。

検討の場としては、正式の協議組織である合併協議会だけではなく、広域行政 圏など既存の圏域単位での検討や、合併パターンを素材とした研究会などさまざま な形態が想定できますが、いずれの場合でも、検討の早い段階から、住民に対して 積極的に情報提供を行うとともに、住民の意向の把握に努めたり、検討組織への住 民の参画を求めていくことが期待されます。

また、経済界などで先行的な議論が行われている地域においては、その検討に 市町村関係者がかかわることによって、議論をよりオープンで具体的なものとして いくことが求められます。

合併協議会 ...

市町村の合併について、その枠組みや合併そのものの是非、さらに、合併が是とされた場合には、時期、形式などのほか、新しい市町村のマスタープランとなる市町村建設計画の作成などに関する協議を行う場であり、協議会委員及び会長には関係市町村の長、議員、職員,学識経験者が充てられる。

#### 広域的連携の強化

市町村の境界にとらわれない住民の日常生活圏に対応した行政サービスを実施し、また、生活圏内の交流を活発化していくことは、当面の行政運営の効率化や住民に対するサービスの向上につながるだけでなく、地域の一体性を高め、より高度の地域の連帯に向けた気運の醸成につながるという点からも重要な取組であると位置付けられます。

#### 住民自治の活性化に向けた取組

市町村の規模にかかわらず、住民自治の強化は市町村に共通する課題となっています。

また、市町村の合併によって、従前の市町村の区域が、その較差を感じることなく広域的な地域づくりを進めるためには、従前の地域が対等にサービスを受け、また、それぞれの地域が広域において果たすべき役割を踏まえて、それぞれの主張を建設的に議論し合える土壌をかたちづくる必要があります。

# 2 市町村合併の推進に関する県の支援策

広域的な自治体である県は、地方分権時代にふさわしい市町村の形成を自らの問題として捉え、単に気運の盛り上がりを待つのみではなく、市町村や住民の皆さんによる市町村のあり方や市町村合併に関する議論を促すための次のような積極的な支援を実施していきます。

また、市町村合併の効果を最大限に引き出すとともに、懸念される課題の解決に向けて、国の支援制度とも連動した支援策等についても検討していきます。

## 気運の醸成に関する支援

#### ・ 意識啓発のための取組

市町村や住民による市町村のあり方や市町村合併に関する検討の端緒となる情報を提供するため、シンポジウムの開催や啓発資料の作成・配布、マスコミ等を通じた広報活動など、広範な啓発活動を実施します。

#### ・ 推進体制の整備

県としての全庁的な市町村合併の推進体制を整備するとともに、市町村や県内の各種団体とも連携した推進体制の整備について検討します。

#### 市町村合併の検討に関する支援

## ・ 調査研究や啓発活動に対する財政的支援

「広域連合・市町村合併研究啓発事業費補助金」により、市町村や民間団体等による市町村合併に関する調査研究や啓発のための事業を積極的に支援していきます。

#### 【参考】広域連合・市町村合併研究啓発事業費補助金の概要

交付対象事業 市町村関係団体や青年会議所、商工会等の公共的団体が連携して実施

又は複数市町村にまたがる市町村関係団体や公共的団体が実施する広域連合の設置等の広域行政、市町村合併に関する調査研究事業及び啓発

車業

補助率 補助対象経費の3分の1以内

補助限度額 1,000 千円

#### ・ 調査研究や啓発活動に対する人的支援

「広域行政アドバイザー派遣制度」等により、市町村や民間団体等による市町村合併に関する調査研究に対する講師や研究会構成員の派遣などの人的支援を行います。

#### ・ より具体的な調査研究と情報提供の実施

関係市町村との連携により、個別の地域に即した具体的な調査研究を行い、その結果を情報提供するモデル研究事業について検討し、実施していきます。

# 合併後の市町村に対する支援

# ・ まちづくりに対する財政的支援

合併後の市町村のまちづくりに関する財政支援制度の創設について検討し、 実施していきます。

### ・ まちづくりに対する人的支援

「愛知県職員派遣要綱」に基づく職員の派遣など、合併後の市町村のまちづくりに関する人的な支援に努めます。

## ・ 市町村建設計画に対する助言・協力

新しい市町村のマスタープランとなる市町村建設計画の策定に際し、総合的、 広域的観点から適切な助言を行うとともに、県事業の実施については市町村建 設計画との整合に努めます。

#### ・ 権限委譲の推進

市町村が地域に即したまちづくりを推進できるよう、引き続き県からの適切な権限委譲等の推進に努めます。

# ・ 各種圏域や地方機関の所管区域の見直し

合併後の市町村の区域の状況に応じ、必要がある場合には、県の地方機関の 所管区域や各種の行政分野における圏域などについて適切な見直しを行います。

## ・ 国に対する要望

市町村合併の支援に関する諸制度を含め、権限や税財源の委譲、市町村・県・国の適切な役割分担など地方分権社会における地方自治を支える制度の充実に向けて、県内の各地域の状況も踏まえながら、国に対して適切な働きかけを行います。

#### (参考) 市町村合併に関する支援制度及び国の支援策

住民発議(合併特例法第4条、第4条の2)

有権者の50分の1以上の署名をもって、市町村長に対し、合併協議会の設置を請求することができる。 また、すべての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、各関係市町村長に対し、合併協議会 設置協議について、議会への付議を義務づけている、

地域審議会(合併特例法第5条の4)

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会(地域審議会)を置くことができる。

市町村議会議員の定数・在任に関する特例(合併特例法第6条、第7条)

- ア 新設合併の場合
  - ・ 定数特例を活用する場合(設置選挙を実施)

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増(最初の任期)

・ 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

- イ 編入合併の場合
  - ・ 定数特例を活用する場合(増員選挙を実施)

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増:(編入先の旧定数)×(被編入の旧人口)/(編入先の旧人口)

増員選挙による任期:編入先の市町村の議員の残任期間

在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能(さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能) 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例(合併特例法第7条の2)

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職 12 年以上)を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

過疎地域自立促進のための特例措置(過疎地域自立促進特別措置法第33条)

過疎地域の市町村を含む合併があった場合、合併による新市町村が過疎地域の要件に該当しない場合で も、新市町村の区域のうち旧過疎地域を過疎地域とみなす。

財政支援

ア 地方交付税の額の算定の特例(合併特例法第 11条)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度について、合併前の合算額を下らないように 算定し、その後 5 年度については段階的に増加額を縮減する。

イ 合併特例債(合併特例法第11条の2)

市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。(特例地方債を充当(95%)。元利償還金の70%を普通交付税措置)

- ・ 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- ・ 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

ウ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

普通交付税(合併補正)による包括的財政措置

- ・ 行政の一体化(基本構想等の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等)
- ・ 行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)
- エ 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

起債制限比率の全国平均を超える合併市町村について特別交付税措置

オ 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会設置経費等に対する特別交付税措置

- カ 市町村合併の推進のための補助金
  - · 合併準備補助金

対象団体 : 平成 11 年度以降に設置され、市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導

的な取組を積極的に行っている法定合併協議会の構成市町村

対象事業 : 市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費

補助額 : 1 関係市町村につき5百万円を上限とする定額補助(1回限り補助)

· 合併市町村補助金

対象団体 : 平成 17年3月31日までに合併した市町村で、下記の事業により先導的な取組を行っ

ている市町村

対象事業 : 合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたもので、かつ、別に定

める事業のうち、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業

補助額 :人口規模により合併関係市町村毎に2千万~1億円の間で算出される額の合算額を上

限として、合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助(定額補助)。